鉄骨切断機等を使用して作業を行う事業者の皆さまへ
鉄骨切断機等を製造する製造者の皆さまへ

平成25年７月１日から、鉄骨切断機等も規制対象となる

改正「労働安全衛生規則」が施行されています

平成25年７月１日から、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機（以下「鉄骨切断機等」という）は、労働安全衛生法令（安衛法令）上の車両系建設機械の解体用機械として、規制の対象となっています。

これまで鉄骨切断機等は車両系建設機械には該当せず、安衛法令は適用されませんでしたが、休業４日以上の死傷災害が年間100件以上も発生しており、死亡災害等の重篤な災害も起こっていることから、対象とすることとしました。

改正労働安全衛生規則（安衛則）の改正のポイントをまとめましたので、鉄骨切断機等の車両系建設機械の安全な使用のためにお役立てください。

規制対象となる鉄骨切断機等

鉄骨切断機
（鉄骨を切断）

日立建機株式会社製
建設業労働災害防止協会（建災防）提供

コンクリート圧砕機
（コンクリート構造物を砕く）

日立建機株式会社製、同社提供
（上写真右はコンクリート圧砕機（大割）・左は同（小割））

解体用つかみ機
（木造工作物を解体）

キャタピラージャパン株式会社製
同社提供

平成23年労働災害発生状況

※ 資料出所：労働者死傷病報告

鉄骨切断機

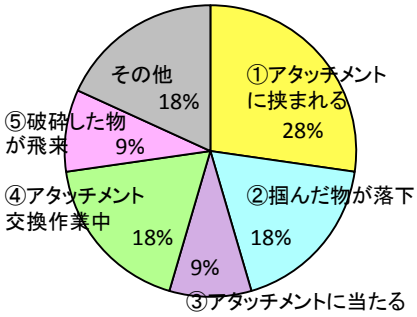

休業4日以上災害　合計11人

コンクリート圧砕機

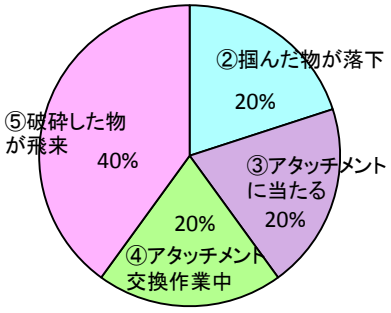

休業4日以上災害　合計５人

解体用つかみ機

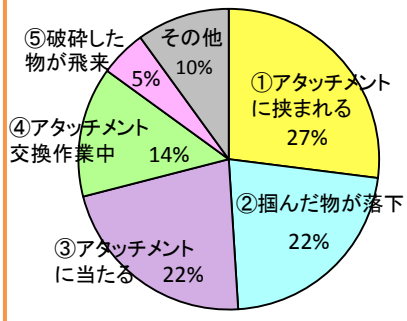

休業4日以上災害　合計100人

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

鉄骨切断機等は、安衛法令による解体用機械として次の義務がかかります。

政省令 ＼ 機種		①令10条	②令13条	③令15条		⑤令20条	⑥安衛則36条	⑦安衛則
				第1項	④第2項			
		機械等貸与者措置	構造規格	定期自主検査	特定自主検査	就業制限	特別教育	その他の規制
6号	解体用機械	○	○	○	○	機体重量3t以上	機体重量3t未満	○

（注1）「令」は労働安全衛生法施行令、「安衛則」は労働安全衛生規則の略。
（注2）新たな解体用機械の就業制限については、所要の経過措置を設ける。
（注3）7月1日以降に製造手配したものは改正構造規格の対象となる。
（注4）解体用機械とは、ブレーカ及び鉄骨切断機等をいう。

労働安全衛生法（以下「法」という。）及び関係政省令等により、**解体用機械**については、上の表の①から⑦について次の措置が必要です。

① **機械等貸与者**（リース業者）は、貸し出すに際しあらかじめ、**点検**、**整備**を実施（法33条）
② 厚生労働大臣が定める**構造規格**を具備しないと、**譲渡**、**貸与等**を**禁止**（法42条）
③ **定期自主検査**（1年以内、1月以内ごと）を実施（法45条第1項）
④ 1年以内ごとに行う定期自主検査は**一定の資格者**が実施（特定自主検査、法第45条第2項）
⑤ **3トン以上の機体重量の機械**の運転の業務は、**技能講習**の修了者以外は禁止（法61条）
⑥ **3トン未満の機体重量の機械**の運転の業務に就かせるときは**特別の教育**を実施（法59条第3項）
⑦ その他**使用上の規制**の履行（安衛則第2編第2章第1節）

上の②の厚生労働大臣が定める構造規格（車両系建設機械構造規格）の主な内容は次のとおりです。（下線部が今回の改正条文）

強度（1条）、安定度（2条、3条、4条）、走行用ブレーキ（5条）、作業装置用ﾌﾞﾚｰｷ（6条）、運転に必要な視界等（9条）、ｱｰﾑ等の昇降による危険防止設備（11条）、警報装置（13条）、作業範囲を超えたときの自動停止装置等（13条の2）、安全弁等（14条）、表示（15条）

上の⑦のその他使用上の規制（安衛則）の主な内容は次のとおりです。（下線部が今回の改正条文）

1） 構造　前照燈（152条）、ヘッドガード（153条）
2） 使用　地形等の調査及び記録（154条）、作業計画（155条）、転落等の防止等（157条、157条の2）、接触の防止（158条）、合図（159条）、主たる用途以外の使用の制限（164条）修理等（165条）、アタッチメントの倒壊等による危険の防止（166条の2）、アタッチメントの装着の制限（166条の3）、アタッチメントの重量の表示等（166条の4）、定期自主検査（167条、168条）、使用の禁止（171条の4、171条の5）、立入禁止等（171条の6）

改正のポイント１〔構造関係〕

事業者の皆さまへ

１　ヘッドガード（安衛則第153条）

岩石の落下等（鉄骨切断物を含む。）により労働者に危険が生ずるおそれのある場所**で解体用機械**を使用するときは、**堅固なヘッドガード**を**備えた**ものを使ってください。

２　転倒時保護構造及びシートベルト（安衛則第157条の2）

路肩、傾斜地等で転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのある場所で**解体用機械**を使用するときには、**転倒時保護構造**を有し、かつ**シートベルト**を備えたもの以外の機械を**使用しない**よう努めてください。
また、運転者には**シートベルト**を**使用させる**よう努めてください。

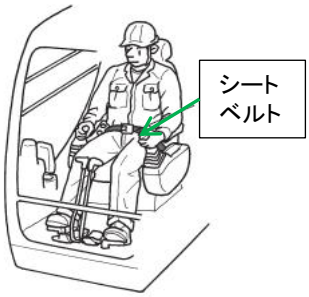

補足事項

① １、2の措置とも、解体用機械に限らず**車両系建設機械全般**を対象に課していますが、1は**義務**、2は**努力義務**です。
② 2に関しては、路肩、傾斜地等での転倒、転落防止のための**誘導者**の配置や**路肩の崩壊防止**等の措置も**徹底**してください。（安衛則第157条）

３　運転室のない解体用機械の使用禁止（安衛則第171条の5）

物体の飛来等により運転者に危険が生ずるおそれのあるときは、**運転室**を**有しない解体用機械**を用いて**作業を行わない**でください。（ただし、物体の飛来等による危険の防止措置を講じた場合を除きます。）

補足事項

危険の防止措置は、次の例があります。
① アタッチメント自体への**覆い**の取付け
② 物体の飛来又は激突の強さに応じた**防護設備**の取付け
③ 物体の飛来の強さが十分弱い場合、**顔面の保護面**を有する**保護帽等**の使用

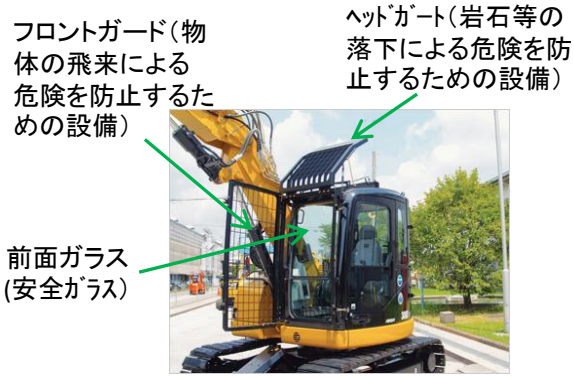

運転室周りの飛来物防護設備の例

※上の写真：ｷｬﾀﾋﾟﾗｰｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社製、同社提供

製造者の皆さまへ

４　運転に必要な視界等（運転室の飛来物防護設備）（構造規格第9条）

鉄骨切断機及び**コンクリート圧砕機**の**運転室**には、その前面に、物体の飛来による危険を防止するための設備を**備えて**ください。

運転室（運転席を含む。）前面の飛来物防護措置

	根拠条文	措置
車両系建設機械（ﾌﾞﾚｰｶを除く。）の運転室	構造規格第9条第3項	安全ガラス
ブレーカの運転室	構造規格第9条第4項	安全ガラス　or 飛来物防護設備
鉄骨切断機又はコンクリート圧砕機の運転室	構造規格第9条第5項	安全ガラス＋飛来物防護設備
解体用つかみ機の運転室	構造規格第9条第3項	安全ガラス
運転室のない解体用機械	安衛則第171条の5	アタッチメントの覆い、飛来物防護設備又は保護具

改正のポイント２〔アタッチメントを交換できる車両系建設機械（解体用機械に限りません）の使用関係〕

事業者の皆さまへ

１　修理、アタッチメント交換時の措置（作業指揮者）（安衛則第165条）

車両系建設機械の**修理**又は**アタッチメントの装着又は取り外し**の**作業**を行うときは、当該**作業を指揮する者**を定め、その者に、ブーム等の降下による危険を防止するための**安全支柱、安全ブロック等**（第166条）及びアタッチメントの倒壊等による危険を防止するための**架台**（安衛則第166条の２）の**使用状況**を**監視**させてください。

２　アタッチメントの倒壊等による危険の防止（安衛則第166条の2）

車両系建設機械のアタッチメントの装着又は取り外しの作業を行うときは、アタッチメントが倒壊すること等による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に**架台**を**使用**させてください。

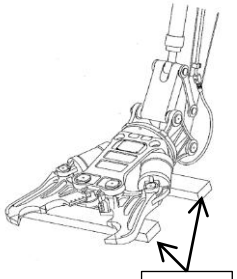

※建設荷役車両安全技術協会提供

補足事項

① 架台は、専用の架台に限らず、**敷角**等アタッチメントの**倒壊等**を**防止**できるものであれば可。
② 安定的に地面に置くことができるアタッチメントにまで架台の使用を義務付けているものではありません。

３　アタッチメントの装着の制限（安衛則第166条の3）

車両系建設機械には、その**構造上定められた重量**を**超えるアタッチメント**を**装着しない**でください。

４　アタッチメントの重量の表示等（安衛則第166条の4）

アタッチメントを取り替えたときは、運転者の見やすい位置に**アタッチメントの重量**（バケット、ジッパー等を装着したときは、当該バケット、ジッパー等の容量又は最大積載重量を含む。）を**表示**し、又は当該車両系建設機械に運転者がアタッチメントの重量を容易に確認できる**書面**を運転席周辺の容易に取り出せる**場所**に**備え付けて**ください。

補足事項

① アタッチメントには、鉄骨切断具、コンクリート圧砕具、解体用つかみ具、ブレーカユニット、バケット、ジッパーが含まれます。
② 「バケット、ジッパー等」の「**等**」には、「**解体用つかみ具**」が含まれ、その場合は最大積載重量は、**最大持上げ重量**を示します。
③ **平成25年6月30日**までに**譲渡等**された**機械**について、その機械を譲渡等した者は、相手方の求めに応じて**アタッチメント**の**重量**の情報を**提供**する**必要**があります。
④ アタッチメント**自体**にも同様の**表示**を行うことが望ましいものです。

製造者の皆さまへ

５　取り替えられるアタッチメントへの表示等（構造規格第15条第3項）

取り替えられるアタッチメントを有する車両系建設機械は、製造者名等の事項に加え、運転者の見やすい位置に**当該アタッチメント**の**重量**及び**装着**することができる**アタッチメント**の**重量**が**表示**されているか又は運転者がアタッチメントの重量を容易に確認できる**書類**が備え付けられているものとしてください。（※容易に確認できる書類とは、取扱説明書のような厚いものでなく、アタッチメントの重量をすぐ確認できる１枚程度のものです。）

コンクリート圧砕機（コマツ製、同社提供）とアタッチメントのコンクリート圧砕具（大割）

取り替えられるアタッチメントを有する車両系建設機械への表示は、

製造時		使用時
製造者が次の事項を表示 ・装着したアタッチメントの重量等 ・装着可能な範囲のアタッチメントの重量等	→ 譲渡	アタッチメントを交換した使用者は次の事項を表示 ・交換後のアタッチメントの重量等

改正のポイント３〔解体用機械の使用関係〕

事業者の皆さまへ

１　地形等の調査及び記録（安衛則第154条）

解体用機械を用いて解体作業を行うときは、転落、転倒による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、**当該作業に係る場所**について**地形等**（地盤の強度、傾斜等を含みます。）の状態等を調査し、その結果を記録してください。

２　作業計画（安衛則第155条）

解体用機械を用いて作業を行うときは調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行ってください。作業計画には、機械の種類及び能力、運行経路、作業方法（機械の位置や立入り禁止区域等を含む。）を示すとともに、関係労働者に周知してください。

※作業計画モデルは宮城労働局ホームページからダウンロード可能です。

http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0045/8536/kinyuurei.pdf

３　主たる用途以外の使用の制限（安衛則第164条）

解体用機械のアタッチメントにワイヤロープをかけて荷のつり上げ作業を行う等**解体用機械**の**主たる用途以外の用途**に**使用しない**でください。

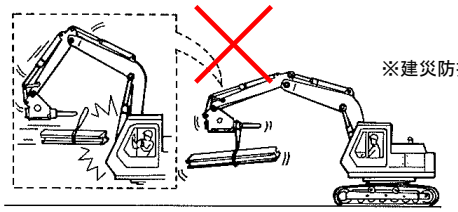

※建災防提供

４　定期自主検査（安衛則第167条及び第168条）

解体用機械については、１年以内ごとに１回、定期に、自主検査を行ってください。
この場合、その検査（特定自主検査）は検査業者又は一定の資格者に行わせてください。
また、１月以内ごとに１回、定期に、自主検査を行ってください。

５　立入禁止等（安衛則第171条の6）

解体用機械を用いて**作業を行うとき**は**次の措置**を**講じて**ください。

① **物体の飛来等**により労働者に**危険が生ずる**おそれのある**箇所**に**運転者以外**の**労働者**を**立ち入らせない**こと。

② 強風、大雨、大雪等の**悪天候**のため、作業の実施について**危険**が予想されるときは、**当該作業を中止**すること。

補足事項

① この立入禁止の範囲は、物体の飛来に加え、解体用つかみ機により**つかんだ物**やアタッチメントに**激突**されるおそれのある範囲も含まれます。**カラーコーン等**で**区分け**してください。

② 解体用機械の**誘導者**も立入禁止区域への立入りは禁止されます。飛来等のおそれのある**区域外**から**誘導**するようにしてください。

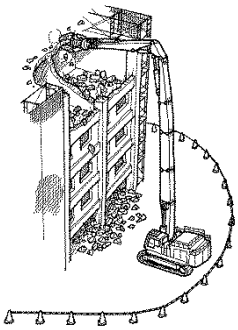

※建災防提供

改正のポイント４〔長い作業装置を有する解体用機械関係〕

事業者の皆さまへ

１　１月以内に実施する定期自主検査の項目の追加（安衛則第168条）

解体用機械のうちブーム及びアームの長さの合計が１２メートル以上である機械（以下「特定解体用機械」という。）については、１月以内ごとに定期に、操作装置、作業装置等の異常の有無に加え、逆止め弁、警報装置等の異常の有無について、自主検査を実施してください。

補足事項

① **逆止め弁**は、油圧ホースの損傷等により油圧が急激に低下したときにブームの急降下を防止するための弁でブームシリンダーの下部に備えられます。1月以内の検査では、**油漏れの有無をチェック**します。

② **警報装置**は、作業範囲を超えてブーム等が操作されたときに警音を発する装置のことです（下記4の警音を発する装置）。作業範囲を超えた時に**作動**するかを**チェック**します。

③ 「警報装置等」の「**等**」には、**自動停止装置**、**ブーム角度計**、**水準器**が含まれます。これらが、正常に**作動**するかを**チェック**します。

２　傾斜地等での使用の禁止（安衛則第171条の4）

路肩、傾斜地等であって、「特定解体用機械」の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれがある場所では、特定解体用機械を用いて作業を行わないでください。

補足事項

① 「**労働者に危険が生ずる場所**」には、傾斜角が**5度**を超える傾斜地、岩石、根株等があって転倒等のおそれのある場所が含まれます。

② **補強**や**ガードレール**を設置した**路肩**、必要な広さ及び強度を有する**鉄板の敷設**や**締め固めを行った地盤**は、「労働者に危険が生ずる場所」には含まれません。（安衛則第157条、第157条の2も同様です。）

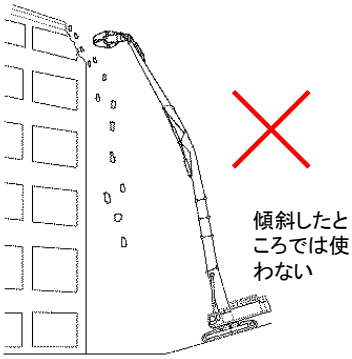

製造者の皆さまへ

３　前方安定度（構造規格第4条第5項）

特定解体用機械は、ブーム及びアームが向けられている側の転倒支点における安定モーメントの値をその転倒支点における転倒モーメントの値で除して得た値が**１．５以上**である前方安定度を有するものとしてください。

４　作業範囲を超えたときの自動停止装置等（構造規格第13条の2）

特定解体用機械で作業範囲を超えてブーム又はアームが操作されるおそれのあるものは、作業範囲を**超えて**ブーム及びアームが操作されたときに、起伏装置等の作動を**自動的**に**停止**させる装置又は警音を発する装置を**備えているもの**としてください。

５　安全弁等（構造規格第14条第2項）

油圧を動力として用いる特定解体用機械の起伏装置等は、当該油圧の異常低下によるブーム及びアームの急激な降下等を防止するための逆止め弁を**備えているもの**としてください。

特定解体用機械のコンクリート圧砕機
コベルコ建機株式会社製、同社提供

改正のポイント５〔鉄骨切断機等の運転業務関係〕

事業者の皆さまへ

１　3トン以上の鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができる者（安衛則別表第3）

３トン以上の鉄骨切断機等の運転は、平成25年７月１日以降に開始される**車両系建設機械（解体用）運転技能講習**を修了した者等に行わせてください。

２　3トン以上の鉄骨切断機等の運転の業務に引き続き就くことができる者
（平成25年7月1日から平成26年6月30日まで、安衛則改正省令附則第3条第1項）

① 改正前の解体用技能講習（**ブレーカ**に係る技能講習）を修了した者、
② 平成25年７月１日時点で、鉄骨切断機等の運転の業務に従事しており、かつ、当該業務に６月以上従事した経験を有する者
は、**平成26年６月30日**までの間は、引き続き鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができます。

３　3トン以上の鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができる者
（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで、安衛則改正省令附則第3条第2項）

上記２の①、②の者は、平成26年７月１日以降は、**平成27年６月30日**までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習（**技能特例講習**）を**修了**しないと鉄骨切断機等の運転の業務に**就けない**こととなりましたので、できるだけ**早く受講**させてください。

補足事項

① 車両系建設機械（解体用）運転技能講習（以下「解体用技能講習」という。）は、ブレーカを対象としたものから、ブレーカ及び鉄骨切断機等の４機種を対象としたものに変わります。（平成25年７月１日）
② 講習内容が充実したことにより、講習時間は改正前の35時間から改正後は38時間となります。また、整地・運搬・積込み用及び掘削用の技能講習を修了した者に対する特例の講習の時間は、改正前の3時間から改正後は5時間となります。（詳細は次ページを参照ください。）
③ 改正前の解体用技能講習を修了した者は、平成25年７月１日以降も引き続きブレーカの運転業務に就くことができます。
④ 技能特例講習の種類は、資格、経験に応じて４種類です。（詳細は次ページを参照ください。）
⑤ 国土交通省資格の建設機械施工技士の方も鉄骨切断機等の運転に当たっては、講習の受講が必要です。（詳細は次ページを参照ください。）

４　3トン未満の鉄骨切断機等の運転の業務に就かせるときの特別教育（安衛則第36条第9号）

平成25年７月１日以降に、３トン未満の鉄骨切断機等の運転の業務に労働者を就かせるときは、改正された安全衛生特別教育規程の教育科目、範囲及び時間に基づく特別教育を実施してください。

補足事項

① 小型車両系建設機械（解体用）運転の業務に係る特別教育（以下「小型解体用特別教育」という。）は、ブレーカを対象としたものから、ブレーカ及び鉄骨切断機等の４機種を対象としたものに変わります。（平成25年７月１日）
② 教育内容が充実したことにより、教育時間は改正前の12時間から改正後は14時間となります。
③ 改正前の小型解体用特別教育を受けた者は、平成25年７月１日以降も引き続き機体重量3トン未満のブレーカの運転業務に就くことができます。
④ 改正後の小型解体用特別教育の講習科目及び時間は次のとおりです。

1）学科教育	
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識 運転に必要な一般的知識に関する知識 関係法令	2時間 2．5時間 1．5時間 1時間
2）実技教育	
走行の操作 作業のための装置の操作	4時間 3時間
合計	14時間

車両系建設機械（解体用）運転技能講習（国交省資格取得者別）比較表

	改正前　車両系建機（解体用）技能講習規程				改正後 車両系建機（解体用）技能講習規程				経過措置　技能特例講習（労働基準局長通達）			
建設機械施工技士の資格と車両系建設機械（解体用）の各種技能講習の講習科目	解体用フルの講習（第2条）	ショベル系・トラクター系以外（第3条）	整地・運搬・積込み用及び掘削用（トラクター系）（第4条）	ショベル系	解体用フルの講習（第2条）	ショベル系・トラクター系以外（第4条第3項）	整地・運搬・積込み用及び掘削用（トラクター系）（第4条第1項）（短縮講習）	ショベル系（第4条第2項）	第1種技能特例講習	第2種技能特例講習	第3種技能特例講習	第4種技能特例講習

学科講習

講習科目	講習時間				講習時間				講習時間			
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4時間	免除	免除	免除	4時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	2時間
作業に関する装置の構造、取扱い方法及び作業方法に関する知識	4時間	4時間	1時間	免除	5時間	5時間	2時間	1時間	1時間	1時間	2時間	2.5時間
運転に必要な一般的事項に関する知識	2時間	免除	0.5時間	免除	3時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	1.5時間
関係法令	1時間	免除	0.5時間	免除	1時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	1時間
小　　計	11時間	4時間	2時間	0時間	13時間	6時間	3時間	2時間	2時間	2時間	3時間	7時間

実技講習

講習科目	講習時間				講習時間				講習時間			
走行の操作	20時間	免除	免除	免除	20時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
作業のための装置の操作	4時間	4時間	1時間	免除	5時間	5時間	2時間	1時間	免除	1時間	免除	免除
小　　計	24時間	4時間	1時間	0時間	25時間	5時間	2時間	1時間	0時間	1時間	0時間	0時間
合　　計	35時間	8時間	3時間	0時間	38時間	11時間	5時間	3時間	2時間	3時間	3時間	7時間

（注1）表中ｼｮﾍﾞﾙ系は、建設機械施工技術検定の1級合格者でｼｮﾍﾞﾙ系の選択者、2級の第2種合格者、ﾄﾗｸﾀｰ系は1級合格者でﾄﾗｸﾀｰ系の選択者、2級の第1、3種合格者、ｼｮﾍﾞﾙ系・ﾄﾗｸﾀｰ系以外は1級合格者でﾄﾗｸﾀｰ系、ｼｮﾍﾞﾙ系を選択しなかった者（ﾓｰﾀｰ･ｸﾞﾚｰﾀﾞｰ、締め固め、ほ装用、基礎工事用を選択した者）、2級の第4、5、6種合格者を示します。

（注2）技能特例講習は、平成25年6月から平成27年6月30日までの約2年間実施されます。

（注3）技能特例講習の対象者については、それぞれ第1種は改正前の解体用技能講習修了者で6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者、第2種は改正前の解体用技能講習修了者で6カ月未満の鉄骨切断機等の運転経験者、第3種は整地・運搬・積込み用及び掘削用技能講習修了者で6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者、第4種は6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者が対象です。

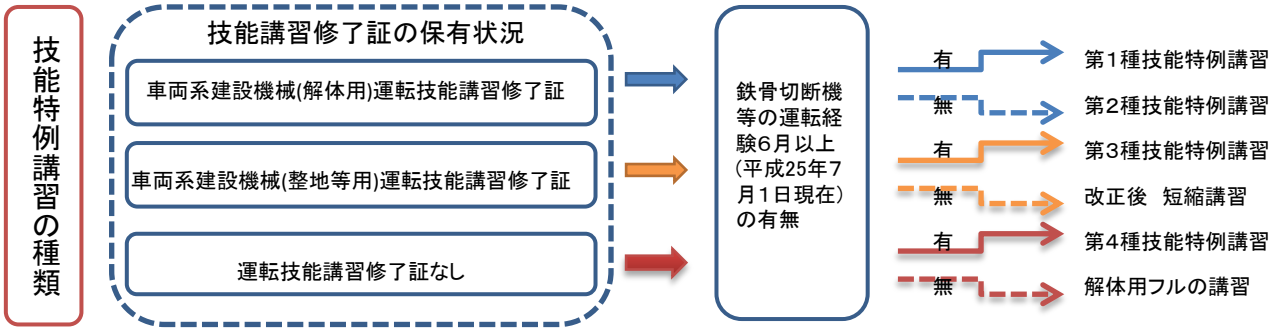

◆　このリーフレットに関するご質問等は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省法令等データベースサービス　http://wwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/

2013.6

改正のポイント５のうち変更した事項〔鉄骨切断機等の運転業務関係〕

２　3トン以上の鉄骨切断機等の運転の業務に引き続き就くことができる者
（平成25年7月1日から平成26年6月30日まで、安衛則改正省令附則第3条第1項）

① 改正前の解体用技能講習（**ブレーカ**に係る技能講習）を修了した者、
② 平成25年７月１日時点で、鉄骨切断機等の運転の業務に従事しており、かつ、当該業務に６月以上従事した経験を有する者
は、**平成26年６月30日**までの間は、引き続き鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができます。

３　3トン以上の鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができる者
（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで、安衛則改正省令附則第3条第2項）

上記２の①、②の者は、平成26年７月１日以降は、**平成27年６月30日**までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習（**技能特例講習**）を**修了**しないと鉄骨切断機等の運転の業務に**就けない**こととなりましたので、できるだけ**早く受講**させてください。

よくあるＱ＆Ａ

Q1　車両系建設機械（例えば、解体用つかみ機）を建設業以外の事業（例えば、産業廃棄物処理業）で使用する場合は資格は不要ですか？

Ａ　建設業で使用する場合と同様の資格が必要です。

Q2　油圧ショベルのアタッチメントを今回の改正で加わった作業具以外のものに交換した場合は、車両系建設機械ではなくなるのでしょうか？

Ａ　元々車両系建設機械として設計、製造された機械のアタッチメントを一時的に別のアタッチメントに交換しても車両系建設機械です。なお、未規制のアタッチメントのままで使い続ける場合は、車両系建設機械でない状態になりますが、車両系建設機械に準じた取扱いをお願いします。

Q3　今回の改正で加わった解体用機械（専用機）の定期自主検査はいつまでに実施すれば良いでしょうか？

Ａ　鉄骨切断機等（専用機）の定期自主検査の起算日は、平成25年7月1日ですので、平成26年6月30日までの間に定期自主検査を実施してください。

Q4　技能特例講習を受講しないでいるとどうなるのでしょうか？

Ａ　平成26年7月1日以降は、技能特例講習を受講していないと、鉄骨切断機等の運転業務に就くことができなくなります。また、平成27年7月1日以降は経過措置の講習である技能特例講習は実施されなくなりますので、受講者が有している資格により、平時のフルの講習又は短縮講習を受講していただくことになります。

Q5　現在、ヘッドガードが装備されていない鉄骨切断機等を使用していますが、平成25年7月1日以降も使い続けることはできますか？

Ａ　平成２５年7月1日以降、鉄骨の落下等により労働者に危険が生ずるおそれのある場所で、ヘッドガードが備え付けられていない鉄骨切断機等を使用する場合には、ヘッドガードを追加取付する、あるいはヘッドガードを備えた別の鉄骨切断機等を使うようにする必要があります。